

## 消防水利の設置及び維持管理について

|      |  |
|------|--|
| 提案内容 | <p>防火水槽などの消防水利の設置及び維持管理は、消防法で市が実施すべきこととされていますが、防災部に確認したところ、一部を自治会に委ねられています。市水道局が設置されている消火栓の消火用ホースや標識も同様に自治会に設置・管理責任があるようです。</p> <p>しかしながら、地区内の自治会では、会員数も減少傾向にあり、財政基盤も脆弱なことから、補助制度があっても、活用すること自体が困難なところが多いと思われます。</p> <p>そもそも、何の金銭的給付もないどころか、自治会に一方的に管理責任を負わせているのは、消防法の趣旨からすれば、問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>消防水利は、非常時の消防活動に欠かせない重要な設備です。市として、住民の安心・安全を確保するために主体的な体制整備を図るよう施策の根本的な転換を提案します。</p>  |
| 回 答  | <p>消防法第20条第2項では、「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。」とされており、市が必要と判断した場合に市が設置し、管理責任は市にあると考えております。</p> <p>一方、同法第21条第1項では、「消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。」とされており、市が設置する防火水槽以外も消防水利として指定しております。消防水利は消防団において常時使用可能な状態になるよう定期的に点検をされておりますが、管理責任は設置者または所有者と考えております。</p> <p>なお、市が設置しました防火水槽は、受益者負担の観点から通常の維持管理、軽微な修繕等は受益者の皆さまにお願いすることを前提として整備をしております。</p> <p style="text-align: right;">(回答部署：防災部くらし安全室)</p> |